# 時事新報

時事新報は全國中紙面の罫も廣き新聞紙なり

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一行五號活字廿四字詰 | 一日限 | 一日以上六日迄 | 七日以上 |
| 一行　日付 | 十三錢 | 十一錢 | 十錢五厘 |

本社（寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて遠く各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報


## 社會の開進（昨日の續）

前來既に述べたる如く日本社會の欠典は上下の智德懸隔して上流には開明進歩の氣風頗る盛なれども下流の最多數は依然として三十年前の舊套に安んじ毫も文明の利澤に浴するみとおきのみならず維新以來の百般の施設は益々その懸隔を甚だしからしめたりとの事實果して相違なしとすれば今後經世の急務は何は扨置き社會最多數の人々と開明進歩を共にして文明の利澤を大にするの工風肝要なる可し今の文明世界に於て國の獨立繁榮を維持せんとするには社會の開明進歩を緩ふ可らず而して其開明進歩とは社會最多數の開明進歩に外ならざればなり扨その方法に就ては政府の當局者が從來の心事を改めて法を以て人を率ゆる其代りに人民と共に進の覺悟にて政治上に法律上に注意するは勿論、殊に教育の如きは最も一般の進歩に關係あるものなるが故に從來の紐帶にして果して今の國情に適せず徒に高尚に馳せて實際に智識の普及を妨ぐるの傾向ありとすれば今後は速に其紐帶を改めて程度を低くし一般の社會をして日常生活の實際に日新の學理を應用し以て開進の利澤を普及せしむるの方法なかる可らず既に從來の非を悟りて其施設の跡を觀察するときは改良す可きもの一にして足らず何れも當局者の注意を要する所のものなれども凡そ一般社會の開明進歩は直接に奬勵するよりも寧ろ間接に誘導する方、却て實際に有力なるみとを知らざる可らず教育の如きは人智を進むるの道具としては必要欠く可らずと雖も其結果を收むるには幾多の年月を要するものにして今の社會の最多數をして今日唯今より其澤に浴せしむるは中々容易の事に非ず抑も日本の社會に智德懸隔の度殊に甚だしきは上流の者は西洋文明の事物に接して感化を受くるみと多き其反對に下流の一般は之に接するの機會甚だ稀にして其耳目の及ぶ所、極めて狹きが爲めに外ならざれば目下の要は何は兎もあれ一般の多數をして多く文明の事物に接し知らず〳〵の間に其感化を受けしむるより先なるはなし此一點より見れば外人をして内地に雜居せしめ内外の人民日々相接するの端を開くが如きは社會一般の開進を促すの最好方便なれども内地雜居は條約改正の一條件にして今日の模樣にては容易に實行を見る可きに非ざれば更に他の方便を求めざる可らず我輩の所見を以てすれば大に航海を擴張し日本の船舶を以て西洋諸國との航路を開き往來交通をして一層便ならしむるみと最も急要なるを信ずるものなり今日とても年々我國より渡航するもの少なからざれども其人々を聞へば多くは官吏學者の類にして視察に學修に其得たる所の結果少なからずとするも歸りて之を事實に施すに至りては唯上流の一部分を益するのみにして其餘澤は曾て一般の社會に及びたるみとなし畢竟今日に於ては彼我の交通割合に不便なるが故に其不便を犯して渡航する人々は官吏學者の種類に過ぎずして隨て其視る所、學ぶ所も一部分に止まればなり然るに若しも日本の船舶を以て航路を開くに至らんか其便利は決して今日の比に非ず例へば外國の船舶なれば第一言語の不通を始めとして起臥飲食等萬事に不便勝にして旅馳れぬ身には心細き限りなれども其安樂なるみとは日本の船舶なれば是等の不便もなく其安樂なるみとは日本の内地を旅すると同一にして彼地に到着すれば公使館領事館又は在留の朋友知己もありて如何なる用便にも差支なきが故に此安樂なる航路にして一たび開くるときは内國人にして彼地に渡航するもの必ず多きを加ふるに至るや疑ふ可らず商に工に其種類を問はずして渡航のもの益々多ければ彼國の事情は次第に一般に知れ渡りて自から社會の開進を促すに至る其效能は決して教育學問の及ぶ所に非ざる可し故に我輩は日本社會の欠典を醫せんとするには一般の人民をして文明の事物に直接せしむるを專一なりとして扨その方法に至りては今日の處、先づ航海の便を開くを以て肝要なる可しと信ずるものなり思ふに世の經世の士若子は自から其說ある可し我輩の敢て敷を乞はんと欲する所なり（畢）

## 官報

○正誤　昨日の本欄臨時博覽會事務局告示第六號第一條中除キは防キの誤なりと昨日の官報に是正したり

### 勅令

駐海軍省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年五月二十六日

内閣總理大臣伯爵松方正義

海軍大臣子爵樺山資紀

勅令第四十四號

海軍省官制中左ノ通改正シ職員定員表中大臣官房補內秘書官ノ部「主計大監」ノ上ニ「大佐又ハ」ノ四字ヲ加フ

第二條　海軍大臣秘書官ハ一人トシ大佐又ハ主計大監ヲ以テ之ニ補ス

駐日本帝國領事規則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

勅令第四十五號

日本帝國領事規則第二十九條ヲ左ノ通改正ス

第二十九條　領事ハ樣々外務大臣ノ承諾ヲ得タル場合ノ外本邦他官廳ト直接通信スルコトヲ得ス

外務大臣ノ承諾ヲ得直接通信ヲ爲シタルトキハ次便ヲ以テ其寫書ヲ外務大臣ニ送達スヘシ

勅令第四十五號參照

勅令第四十號日本帝國領事規則明治二十三年五月二十日官報抄錄第二十九條　領事ハ本邦他官廳トノ往復文書ハ開封ニテ外務省ヲ經由スヘキモノトス但緊急ノ場合ニ於テ直接ノ通信ヲ爲シタルトキハ次便ヲ以テ其寫ヲ外務大臣ニ送達スヘシ

○閣令第四號

各官廳ニ於テ公務上在外公使領事ヲ煩ハサルルヲ待サルコトアル時ハ專ノ大小ヲ論セス總テ之ヲ外務大臣ヘ照會又ハ稟請スヘシ

但孫メ外務大臣ノ承諾ヲ經テ直接通信ヲ爲スハ此限ニアラス

明治二十五年五月二十六日

内閣總理大臣伯爵松方正義

## 時事新報

明治二十五年五月二十六日

外務大臣子爵榎本武揚

○臨時博覽會事務局告示第六號（昨日の續き）

第六條　第一の到著港に在る商品受托人は前記の入記目錄、船積證書及大藏省に於て特に定めたる書式には外國荷積主又は持主の氏名輸入船名荷物の記號及番號並船積證書に記載せると同樣其物品の性質生產地に於る價格を明示し且其荷物をシカゴに輸送すべき保税運輸路の名を記し受托人之に記名すべし但其他の證明を要せず

此願書に記入の荷物はシカゴ税關長宛となし海關税の計算をなすに及ばずと雖も運輸會社の保税證に對する金額は入記目錄に示す價格の二倍たるべし

第七條　此に於て税關長は(Chicago Exposition.(シカゴ博覽會)なる文字を記せる特別免狀を發し船舶よりシカゴ行保税運輸鐵道に荷物の運搬を許可すべし而して其事由を帳簿に錄し願書一通は保存し一通は入記目錄と共にシカゴ税關長に郵送すべし

第八條　代理人又は受托人は此免狀を輸入船舶に在る税關監吏に渡し監吏は直に官許運送人をして税關官吏立會の上其荷物を運輸會社に引渡さしむべし

第九條　受托人は又積荷目錄を製し承認を經たる上鐵道車長に渡し其寫をシカゴ税關長に郵送すべし

荷物シカゴに到著するときは車長又は鐵道會社の代理人は積荷目錄を差出し税關吏に其到着を報告すべし税關吏は豫て郵便にて領收せる寫に之を對照し列車の荷卸を監督し積荷目錄に記載せる記號番號に依りて之が調査をなすべし

積荷目錄なき場合に於ても列車の荷卸は猶豫すべからず此場合に於ては入記目錄に依りて其荷物を調査すべし

第十條　外國政府の出品にして販賣の用に供せざる物品は入記目錄を要せず第一の到著港に於て外國事務官の證明書を以て税關通過の手續をなすみとを得但運輸會社の責任を判定する爲に各荷物の價格は證明書又は船積證書に記載するを要す

第十一條　此規程は隣國より博覽會に送致する物品にも亦適用すべし

カナダ州より領事の封印したる列車にて到達し及外國よりシカゴへ直に船舶にて送致すべき貨物は其積主に於てシカゴ税關長宛を爲すべし其手續は海港に到着したる場合と同樣にして直に其貨物を博覽會場に運搬するの免狀を發すべし

第十二條　博覽會の用に供する家屋及其用地は假保税倉庫及敷地と認むべし故に之に存置する外國品にして特に出陳の爲め輸入したるものは税關官吏の監督に屬するは勿論總て保税品同樣に取扱ふものとす但シカゴに於て其物品の入庫願手續を爲すを要せずと雖ども特別の規定あるものゝ外悉く保税倉庫入物品取扱規則に從ひ税關の監督を受くるものとす

シカゴ税關長は倉庫帳簿の式に從ひ各入記目錄の受領順序に因り番號を附すべき特別帳簿を調製すべし而して第一到著港の税關長より受領したる運搬書類を以て倉庫願と見做すべし

第十三條　博覽會事務官の指定せる分區に配置したる荷物は先づ税關官吏に於て之を檢査し其性質を入記目錄に對照すべき物品の入記目錄に對照して定を爲し通常商品の消費又は前項の手續を終へたるときは其の報告を裏書すべし

檢査鑑定及税金決定に關する扱の場合と異なるみとなし

第十四條　荷物の外箱は其種類の價格に算入して從ひ輸入品の空箱空樽等は閉會の時郵重に保存すべし若し課税出せざる場合には悉く税金を納めて空箱等の保存所は別に設置す空箱等の番號簡數は之を記して供すべし

第十五條　贈與品及割烹店又は消費の爲め輸入したる荷物は通過せる前に成規の手續を經て

第十六條　物品を會場内に入れ督に屬し税關長又は其代理に移搬するみとを得す

前項の物品は何等の場合を問はず出の爲め搬出するに必要なる時は之を博覽會場より搬出し及搬入するみとを得す

外國出品陳列場の諸處に税關監吏若干名を配置し各其分所は各受持區に陳列すべき物品にして其本書には證明を爲して之は各自之を所持すべし

第十七條　博覽會出陳の爲め販賣するみとを得べしと雖ども之を引渡すみとを得ず但搬出するに同樣なる手續を拂ふべきものとす

シカゴ以外の港に於て引渡したる場合には運送又は再搬出し關税は到達地に於て搬出品人は買受人に賣品搬出の委任の件は書面を以てシカゴ前項の屆を爲したる上は買受任を讓受けたるものと認むべし

第十八條　倉庫より荷物を搬出より少きを許さず但不慮の場内に於て實際消費せざる物品の使用上自から磨滅又は合納税の後と雖ども消費の從て減税するみとあるべし

第十九條　閉會後輸出すべき物を差出し輸出港に輸送するみとあるべし

第二十條　出品人にして博覽會を輸入するものあるときは通例の倉入手續を爲し保税を要せずして合衆國の保税前項の貨物を博覽會に陳列第一到著港に於て取扱たる收せざるべし但此物品は税關に於て引渡すべし

閉會の際持主の放擲せし物庫に貯藏し尙請求せざるを賣却すべし

第二十一條　此規程に與へたる出品人の便利を計り輸入品取り生ずる遲滯と煩雜とを可成此規程を利用して合衆國の法律に定むる罰則に從ひ鋼の刑に處斷す

第二十二條　千八百九十一年一